

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 486 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 486 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 6 日開催）で審議をお願いした、信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮及び信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮に関する意見）

2. 日本の金融機関では、担保価値の変動は LGD の推計において考慮し、債務者区分の判定においては考慮しないことが一般的な実務であることから、本論点について特段の対応を行わないとする事務局案に賛成する。
3. バーゼル規制上の PD や LGD の考え方は財務諸表利用者にも浸透しており、会計基準がこれと整合的なものになることは、利用者にとって理解しやすく有益と考える。
4. 担保や他の信用補完の種類によっては PD に影響を与える可能性があるため、論点として取り扱う際にはここでいう担保がどのようなものを明確にした方がよいと考える。

### （信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法に関する意見）

5. 利息収益の認識方法は、償却原価を取り入れるかどうかが重要になるため、分類及び測定に関する議論の中で引き続き検討するとの事務局案に賛成する。
6. 現行の利息不計上は実務に馴染んでいるものの、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の利息認識方法は DCF 法の考え方と整合的であり、理屈さえ押さえれば分かり易いと思われる。ただし、それをどのように日本基準に取り入れるかは引き続き検討する必要があるという事務局案に賛成する。
7. 「貨幣の時間価値の考慮」の検討は、分類及び測定に関する整理まで対象に含めると検討期間が長期に及ぶと考えられるため、検討スケジュールのイメージを確認したい。また、減損基準の開発を進める中で、分類及び測定に関する検討の範囲や進め方に変更が生じているか確認したい。

8. IFRS の取扱いは会計的もしくはファイナンス的な考え方として整合しており首尾一貫性があるが、回収可能性が限定的な債権について利息を収益計上することに直感的な違和感もあるため、現行実務を変えてまで IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかについてはコスト・ベネフィットも踏まえて慎重に検討すべきと考える。

以 上